

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※有効成分の名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

また、2024 年 10 月の制度改正に伴い、患者さんの希望で先発品指定で処方した場合、一部実費負担が発生する場合があります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院受付までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬から選
択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

2024 年 10 月 1 日

管理者